

市町村の合併の特例に関する法律施行令等の一部を改正する政令要綱

一 市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正

災害復旧事業費の国庫負担等の特例の対象として、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律を追加することとする。（第三十八条関係）

二 旧市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正

災害復旧事業費の国庫負担等の特例の対象として、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律を追加することとする。（第十二条関係）

三 この政令は、公布の日から施行することとする。